

「貸出に係る留意事項」

保護者向け概要版

端末は、学習活動のために使うことが目的です。ゲームなど、学習活動に関わることを以外に使ってはけません。また、端末はみんなで共用して使用しますので、大切に扱うよう、ご家庭でも指導をお願いします。

下記のとおり、「**貸出に係る留意事項**」及び手続き概要を記しますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

記

1 原則として

学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合を含む。）において使用する学習者用端末を借りることができます。（日常的な学習用具として持ち帰った際の次の登校日には学校へ持ってくる）その際、今帰仁村学習用端末等貸出申請書（様式1）を学校へ提出して下さい。なお、貸出期間は貸出日から当該学年度末までとする。ただし、申し出がない限り自動的に当該学校を卒業するまで使用できる。

2 借受人は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した場合には、速やかに学校長へ今帰仁村学習用端末等（故障・端末紛失・破損・ID パスワード紛失）報告届（様式2）を提出して下さい。

- (1) 端末を毀損、紛失したとき、または盗難の被害にあったとき
- (2) ID・パスワードを紛失、又は第三者に漏洩した可能性があるとき
- (3) 端末が正常に動作しなくなったとき
- (4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、またはそれらの恐れのある事実を発見したとき

3 故意または過失による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、端末の全部または一部が使用できなくなった場合、借受人は教育委員会が定める相当の代価を賠償しなければならない。

4 家庭で使用する際、ネットワーク接続に関しては、原則ご家庭のインターネット回線を使用するものとし、接続に係る費用（通信費等）についても、借受人負担とします。

5 端末には不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルタリングの設定をしています。また、セキュリティ対策等のため、どのような使い方をしたか、使用履歴を確認できるようになっています。

以上